

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

ソフトバンク株式会社

接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

総務大臣 殿

平成28年6月30日提出

会社名 ソフトバンク株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長兼CEO 宮内 謙 ㊞

本店の所在の場所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

電話番号 (03) 6889-2000

連絡者 財務経理本部長 内藤 隆志

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号

名称 本社

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的としています。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しています。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「第二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

（1） 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号）に定める基準に従って、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしています。（以下「財務会計」という。）

第二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものがあります。

（2） その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

接続会計財務諸表については、第二種接続会計規則第 4 条及び第 5 条に基づき作成しています。

- （1） 貸借対照表
- （2） 損益計算書
- （3） 個別注記表
- （4） 移動電気通信役務収支表及びその注記

5 計算結果証明報告の紹介

第二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が第二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しています。

6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次のとおり会計監査人からの監査報告書を受領しています。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 30 期事業年度の計算書類として、第二種指定電気通信設備接続会計規則に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しています。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

ソフトバンク株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳賀 保彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年6月22日

ソフトバンク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳賀 保彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之 印

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という）第11条の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の第30期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の移動電気通信役務収支表及びその注記（以下「収支表」という。）について監査を行った。

収支表に対する経営者の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して収支表を作成することにある。また、収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から収支表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に収支表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、収支表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による収支表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、収支表の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め収支表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の収支表が、すべての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されているものと認める。

収支表の作成の基礎

注記に記載されているとおり、収支表は、ソフトバンク株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

ソフトバンク株式会社は、上記の収支表のほかに、平成28年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及び附属明細書を作成しており、当監査法人は、これらに対して平成28年5月11日に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第三部 接続会計財務諸表

1 貸借対照表

事業者名 ソフトバンク株式会社

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 固定資産			I 固定負債		
A 電気通信事業固定資産			1 関係会社長期借入金		351,928
(1) 有形固定資産			2 リース債務		699,135
1 機械設備	2,596,395		3 退職給付引当金		13,295
減価償却累計額	1,428,358	1,168,037	4 ポイント引当金		7,874
2 空中線設備	651,839		5 受注損失引当金		11,763
減価償却累計額	253,571	398,267	6 資産除去債務		18,275
3 端末設備	196,113		7 長期未払金		64,739
減価償却累計額	115,890	80,222	8 その他の固定負債		9,869
4 市内線路設備	35,139		固定負債合計		1,176,882
減価償却累計額	15,121	20,017			
5 市外線路設備	100,030		II 流動負債		
減価償却累計額	89,724	10,305	1 買掛金		90,431
6 土木設備	97,102		2 短期借入金		380
減価償却累計額	70,925	26,176	3 リース債務		370,043
7 海底線設備	30,590		4 未払金		649,323
減価償却累計額	28,281	2,309	5 未払費用		10,676
8 建物	125,905		6 未払法人税等		86,925
減価償却累計額	66,723	59,181	7 前受金		10,996
9 構築物	35,801		8 預り金		11,234
減価償却累計額	27,653	8,147	9 前受収益		2,150
10 機械及び装置	808		10 賞与引当金		34,491
減価償却累計額	200	608	11 受注損失引当金		4,919
11 車両	2,901		12 資産除去債務		657
減価償却累計額	2,465	435	13 その他の流動負債		1,057
12 工具、器具及び備品	88,377		流動負債合計		1,273,287
減価償却累計額	63,605	24,772	負債合計		2,450,170
13 土地		16,383			
14 建設仮勘定		64,890			
有形固定資産合計		1,879,757			

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(2) 無形固定資産		(純資産の部)	
1 海底線使用权	678	I 株主資本	
2 施設利用権	394	1 資本金	177,251
3 ソフトウェア	521,237	2 資本剰余金	
4 のれん	45,609	(a) 資本準備金	44,313
5 特許権	0	(b) その他資本剰余金	744,431
6 借地権	67	資本剰余金合計	788,744
7 周波数移行費用	114,916	3 利益剰余金	
8 建設仮勘定	39,579	(a) その他利益剰余金	
9 その他の無形固定資産	23,899	繰越利益剰余金	424,858
無形固定資産合計	746,383	利益剰余金合計	424,858
電気通信事業固定資産合計	2,626,140	株主資本合計	1,390,854
B 投資その他の資産		II 評価・換算差額等	
1 投資有価証券	31,588	1 その他有価証券評価差額金	868
2 関係会社株式	36,493	評価・換算差額等合計	868
3 その他の関係会社投資	1,220		
4 出資金	1		
5 長期貸付金	151		
6 長期前払費用	83,714		
7 繰延税金資産	59,110		
8 その他の投資及びその他の資産	48,053		
貸倒引当金	△24,358		
投資その他の資産合計	235,974		
固定資産合計	2,862,115		
II 流動資産			
1 現金及び預金	51,601		
2 受取手形	38		
3 売掛金	692,038		
4 未収入金	51,960		
5 リース投資資産	8,765		
6 商品	57,781		
7 貯蔵品	2,392		
8 前渡金	1		
9 前払費用	49,811		
10 繰延税金資産	43,645		
11 その他の流動資産	48,425		
貸倒引当金	△26,684		
流動資産合計	979,777	純資産合計	1,391,722
資産合計	3,841,892	負債・純資産合計	3,841,892

2 損益計算書

事業者名 ソフトバンク株式会社

〔 平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,379,336
(2) 営業費用		
1 営業費	801,971	
2 施設保全費	313,475	
3 管理費	57,083	
4 減価償却費	425,982	
5 固定資産除却費	44,527	
6 通信設備使用料	217,144	
7 租税公課	42,286	1,902,471
電気通信事業営業利益		476,864
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		772,139
(2) 営業費用		642,969
附帯事業営業利益		129,170
営業利益		606,035
III 営業外収益		
1 受取利息	2,233	
2 設備工事負担金収入	2,496	
3 雑収入	6,441	11,171
IV 営業外費用		
1 支払利息	32,615	
2 債権売却損	13,667	
3 雑支出	3,092	49,375
経常利益		567,831
税引前当期純利益		567,831
法人税、住民税及び事業税	132,330	
法人税等調整額	11,652	143,983
当期純利益		423,848

3 個別注記表

事業者名 ソフトバンク株式会社

(平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(期末の評価差額は全部純資産直入法により処理し、期中の売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を含む)

定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を含む)

定額法により償却しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職一時金制度の支給対象期間は平成 19 年 3 月 31 日までとなっております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

発生した年度において全額費用処理しております。

(3) ポイント引当金

主として将来の「ソフトバンクポイントプログラム」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌期以降利用されると見込まれるポイントに対する所要額を見積計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 受注損失引当金

当社が受注した通信サービス契約を履行するために、将来発生すると見込まれる費用が受注額を上回る金額に対して引当金を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース契約開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の離脱

当社は、連結納税制度の適用要件を充たさなくなったため、BBモバイル株式会社を連結納税親法人とする連結納税グループから離脱しております。

(会計方針の変更)

当社は、従来、携帯端末の販売および通信サービス契約に関するディーラーへ支払う手数料を、ディーラーからユーザーへの販売時に費用に計上し、新規ユーザーに係る手数料は電気通信事業の営業費用、既存ユーザーに係る手数料は附帯事業の営業費用に表示しておりましたが、当事業年度より、手数料をその性質により分類し、携帯端末の販売に係る手数料は、当社からディーラーへの端末販売時に附帯事業の営業収益から控除する会計処理に変更するとともに、通信サービスに係る手数料については、その契約獲得時に電気通信事業の営業費用として表示する方法に変更しました。

この変更は、平成27年4月1日のワイモバイル株式会社との合併を機に、当社が従来より採用してきた会計方針と同様に、性質別分類を実施した結果、携帯端末の販売に係る手数料については、当社からディーラーへの端末販売時に附帯事業の営業収益から控除することが、また、通信サービスに係る手数料については、その契約獲得時に電気通信事業の営業費用にて表示することが、その取引実態をより適切に表示するとの判断に基づくものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額が当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されたため、繰越利益剰余金の期首残高は7,544百万円減少しております。

また、変更前と比べ、当事業年度の貸借対照表は、流動負債の未払金が6,580百万円増加、流動資産の繰延税金資産が2,030百万円増加し、当事業年度の損益計算書において、電気通信事業営業費用が17,263百万円増加、附帯事業営業収益が74,280百万円減少、附帯事業営業費用が96,241百万円減少、法人税等調整額が1,702百万円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ4,696百万円増加しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「短期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他の流動資産」(当事業年度2,850百万円)に含めて表示しております。

また、電気通信事業者間の相互接続に係る網利用料の債権の表示方法は、従来、貸借対照表上、「流動資産」の「未収入金」に含めておりましたが、平成27年4月1日のソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ワイモバイル株式会社との合併を機に、表示方法の統一を行い、当事業年度より「流動資産」の「売掛金」(当事業年度13,238百万円)に含めて表示しております。

(損益計算書)

電気通信事業の「営業収益」の表示方法は、従来、「音声伝送収入」、「データ伝送収入」を区分掲記しておりましたが、平成27年4月1日のソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ワイモバイル株式会社との合併による事業内容の変化に伴い、当事業年度より「営業収益」に集約して表示しております。

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「設備工事負担金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 割賦払いによる所有権留保資産

(所有権が留保されている資産)

機械設備	101,171	百万円
空中線設備	7,470	
建物	33	
構築物	52	
工具、器具及び備品	564	
ソフトウェア	35,285	
長期前払費用	68	
合計	<u>144,647</u>	

(未払金残高)

長期未払金	60,966	百万円
未払金	<u>41,503</u>	
合計	102,470	

2. 偶発債務

(1) 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金等に対し、次の通り債務保証を行っております。

ソフトバンクグループ株式会社 4,975,772 百万円

(2) 訴訟

当社は現在係争中の下記訴訟等の当事者となっております。

a. 当社は、平成 27 年 4 月 30 日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社(以下「JPiT」)を被告として、全国の郵便局等 2 万 7 千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線(5 次 PNET)へ移行するプロジェクトに関して JPiT から受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、平成 25 年 2 月 7 日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等を JPiT から受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiT からの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等(約 149 億円)について、JPiT との間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものであります。

b. 当社は、平成 27 年 4 月 30 日に、JPiT を原告、当社および株式会社野村総合研究所(以下「NRI」)を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiT は、当該訴訟において、当社および NRI に対し、上記 a. に記載の 5 次 PNET へ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害(161.5 億円)が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

当社は、当該訴訟において、JPiT の主張を全面的に争う方針であります。

なお、平成 27 年 7 月 29 日付で上記 b. の訴訟を上記 a. の訴訟に併合する決定がありました。また、当社は上記 a. の訴訟について追加業務に関する報酬等を精査した結果、平成 27 年 11 月 13 日に、請求額を約 149 億円から約 204 億円に変更しました。

3. 国庫補助金等の受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額

8,934 百万円

4. 附帯事業固定資産

附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しております。なお、当事業年度末日現在の附帯事業固定資産の金額は 5,411 百万円となります。

5. 関係会社金銭債権債務

関係会社に対する金銭債権債務は次の通りであります。

長期金銭債権	10,526 百万円
長期金銭債務	351,928 百万円
短期金銭債権	6,470 百万円
短期金銭債務	58,216 百万円

6. 貸出コミットメント(貸手側)

当社は、親会社および子会社との間に貸出コミットメント契約を締結しております。

当契約に係る貸出未実行残高は次の通りであります。

貸出コミットメントの総額	514,580 百万円
貸出実行残高	<u>2,850</u>
差引	511,730

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	5,523 百万円
営業費用	78,927 百万円
営業取引以外の取引	14,443 百万円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却資産	41,376	百万円
貸倒引当金	15,693	
賞与引当金	10,491	
未払金および未払費用	8,649	
棚卸資産等	8,077	
未払事業税	5,918	
資産除去債務	5,695	
前受金および前受収益	5,157	
受注損失引当金	5,120	
その他	10,733	
繰延税金資産小計	116,912	
評価性引当額	△45	
繰延税金資産合計	116,866	
繰延税金負債との相殺	△14,111	
繰延税金資産の純額	102,755	

(繰延税金負債)

顧客基盤	△5,761	百万円
資産除去債務	△3,113	
リース投資資産	△2,705	
その他	△2,531	
繰延税金負債合計	△14,111	
繰延税金資産との相殺	14,111	
繰延税金負債の純額	—	

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成27年東京都条例第93号）」が平成27年4月1日に公布されました。また、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立されました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.34%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が5,280百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が5,302百万円、その他有価証券評価差額金が21百万円それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械設備	4,646	4,280	366
工具、器具及び備品	752	702	49
合 計	5,399	4,983	415

なお、契約期間と支払期間が異なる主要なリース契約(主な契約期間10年、支払期間5年)につきましては、前払リース料457百万円を貸借対照表上の「長期前払費用」に計上しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	362百万円
1年超	103百万円
合 計	466百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失

支払リース料	2,380百万円
リース資産減損勘定の取崩額	260百万円
減価償却費相当額	1,794百万円
支払利息相当額	41百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. ファイナンス・リース取引により使用するリース資産

電気通信事業固定資産

機械設備	771,314	百万円
空中線設備	217,404	
端末設備	59,025	
市内線路設備	90	
市外線路設備	420	
建物	9,173	
構築物	1,490	
工具、器具及び備品	2,053	
ソフトウェア	284,427	
合計	1,345,400	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、債権流動化やセールアンドリースバック取引による資金調達を行っております。これらの調達資金は、主に設備投資を目的としております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクおよび市場の価格変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、市場価格の変動を勘案して、発行体の財務状況等を継続的にモニタリングしております。

営業債権である受取手形および売掛金は販売代理店向け債権のほか、顧客向けの通信料債権、携帯電話端末の割賦債権があり、それぞれ販売代理店および顧客の信用リスクに晒されております。販売代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客毎の利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しております。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っております。

関係会社長期借入金とは当社の親会社であるソフトバンクグループ株式会社からの借入金であります。

リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。営業債務である買掛金や未払金は、概ね1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は行っておりません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注 3)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	28,154	28,154	—
(2) 現金及び預金	51,601	51,601	—
(3) 売掛金	692,038		
貸倒引当金(流動資産)(*1)	△26,546		
	665,491	665,491	—
(4) 未収入金	51,960		
貸倒引当金(流動資産)(*2)	△133		
	51,827	51,827	—
資産計	797,075	797,075	—
(5) 長期未払金	64,739	65,675	936
(6) 関係会社長期借入金	351,928	351,928	—
(7) リース債務(固定負債)	699,135	702,595	3,460
(8) 買掛金	90,431	90,431	—
(9) リース債務(流動負債)	370,043	370,043	—
(10) 未払金	649,323	649,323	—
(11) 未払法人税等	86,925	86,925	—
負債計	2,312,527	2,316,923	4,396

(*1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 現金及び預金および(4) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 売掛金

割賦債権は、満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。割賦債権を除く売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期未払金および(7) リース債務(固定負債)

長期未払金およびリース債務の時価は、同一の残存期間で同条件の契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっております。

(6) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金は短期間で市場金利を反映する変動金利を用いており、また、当社の信用状態についても実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 買掛金、(10) 未払金および(11) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務(流動負債)

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もった結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) ソフトバンクグループ株式会社の金融機関等からの借入金等に対して債務保証を行っております。当該保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の注記を省略しております。

(注3) 時価の把握が極めて困難であると認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,359
関係会社株式	36,493
その他	2,295

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有(被所 有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
				役員の 兼任等	事業上 の関係			科目	金額 (百万円)
親会社	ソフト バンク グループ 株式会社	持株会社	(被所有) 直接 99.9%	兼任 3名	資金の 貸借 債務保 証	貸付金の回収	502,618	—	—
						利息の受取	312	—	—
						資金の借入	351,928	長期借入金	351,928
						利息の支払	11,834		
						ブランド使用 料の支払	45,631	未払金	49,294
	債務保証	4,975,772	—	—					
	BB モバイル 株式会社	持株会社	—	—	資金の 貸借	貸付金の回収	314,789	—	—
					利息の受取	1,899	—	—	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付・借入の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. ソフトバンクグループ株式会社の金融機関等からの借入金等に対し、債務保証を行っております。保証料の受取は行っておりません。
4. BBモバイル株式会社は、当社の議決権の100%を直接保有しておりましたが、平成27年12月1日に、ソフトバンクグループ株式会社に吸収合併されており、合併後の取引についてはソフトバンクグループ株式会社に引き継がれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	237,438円	98銭
1株当たり当期純利益	72,311円	92銭

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

平成27年2月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成27年4月1日付で、当社を存続会社として、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ワイモバイル株式会社を吸収合併しております。

当該合併に関する詳細は、連結注記表（企業結合に関する注記）に記載の通りであります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はございません。

【参考情報】

個別注記表の企業結合に関する注記に記載の、合併に関する連結注記表（企業結合に関する注記）に記載の内容は以下の通りであります。

当社は、平成 27 年 2 月 25 日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成 27 年 4 月 1 日をもって、当社を存続会社として、ソフトバンク B B 株式会社(以下「ソフトバンク B B」)、ソフトバンクテレコム株式会社(以下、「ソフトバンクテレコム」)、ワイモバイル株式会社(以下、「ワイモバイル」)を吸収合併しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

① 結合企業(吸収合併存続会社)

名称 ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社)

② 被結合企業(吸収合併消滅会社)

	相手会社		
	ソフトバンク B B 株式会社	ソフトバンクテレコム株式会社	ワイモバイル株式会社
(1) 商号	ソフトバンク B B 株式会社	ソフトバンクテレコム株式会社	ワイモバイル株式会社
(2) 所在地	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号		東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号
(3) 代表者役職・氏名	代表取締役社長 兼 CEO 孫 正義		代表取締役社長 兼 CEO エリック・ガン
(4) 事業内容	ADSL サービスの提供、IP 電話サービスの提供	固定電話サービスの提供、データ伝送・専用線サービスの提供	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、ADSL 回線の卸売、ADSL サービスの提供
(5) 資本金	100,000 百万円	100 百万円	43,286 百万円
(6) 発行済株式数	普通株式 6,227,041 株	普通株式 3,132,100 株	B 種類株式 344,426 株
(7) 株主及び議決権所有割合	ソフトバンク株式会社 (現ソフトバンクグループ株式会社) 100%	ソフトバンク株式会社 (現ソフトバンクグループ株式会社) 100%	ソフトバンク株式会社 (現ソフトバンクグループ株式会社) 99.68%
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日	3 月 31 日

(2) 企業結合日

平成 27 年 4 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ソフトバンク B B、ソフトバンクテレコムおよびワイモバイルは解散しました。

(4) 合併に係る割当ての内容

	当社 (存続会社)	ソフトバンクBB (消滅会社)	ソフトバンクテレコム (消滅会社)	ワイモバイル (消滅会社)
本合併に係る割当ての 内容(合併比率)	普通株式 1	普通株式 0.0468	普通株式 0.2761	B種類株式 0.7600

(5) 結合後企業の名称

ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社)

(6) その他取引の概要に関する事項(取引の目的を含む。)

当社を含む4社は、ソフトバンクグループにおいて国内の通信事業を担っており、当社は「ソフトバンク」ブランドで移動通信サービスを、ソフトバンクBBは「Yahoo! BB」ブランドでブロードバンドサービスを、ソフトバンクテレコムは固定電話やデータ通信などの通信サービスを、ワイモバイルは「Y!mobile」ブランドで移動通信サービスをそれぞれ提供しております。4社は、従来から通信ネットワーク、販売チャネル等の相互活用や、サービスの連携強化に取り組んできました。

本合併により、4社が有する通信サービス等の経営資源をさらに集約し、国内通信事業の競争力を一層強化することで、企業価値の最大化を図っていきます。また「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、革新的なサービスの創出に取り組むとともに、構造改革を通じて経営効率を高めていきます。さらにソフトバンクグループ各社とともに、IoT(インターネット・オブ・シングス)やロボット、エネルギー等の分野でも事業を拡大させていきます。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

4 移動電気通信役務収支表

事業者名 ソフトバンク株式会社

〔 平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

役務の種類		営業収益 ※ 1	営業費用 ※ 2								営業利益	摘要
			営業費	施設保全費	管理費	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	租税公課			
移動電気通信役務	携帯電話	562,375	530,175	239,534	47,841	12,322	115,619	12,481	91,512	10,863	32,199	
	PHS	67,114	71,939	37,484	4,533	1,382	21,784	497	5,697	559	-4,824	
	小計	629,489	602,114	277,018	52,375	13,704	137,404	12,978	97,210	11,423	27,375	
	データ伝送役務	1,304,415	899,946	377,241	175,530	18,121	249,903	26,941	29,589	22,617	404,468	
	小計	1,933,905	1,502,061	654,260	227,905	31,826	387,308	39,920	126,799	34,040	431,843	
移動電気通信役務以外の電気通信役務		445,431	400,410	147,711	85,569	25,257	38,674	4,607	90,344	8,246	45,021	
合 計		2,379,336	1,902,471	801,971	313,475	57,083	425,982	44,527	217,144	42,286	476,864	/

注記 移動電気通信役務収支表の作成の基礎

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年 総務省令第 24 号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準及び配賦手順

※ 1 営業収益

携帯電話、PHS、データ伝送役務、移動電気通信役務以外の電気通信役務は、それぞれ個別に集計しております。

※2 営業費用

- (1) 携帯電話、PHS、データ伝送役務、移動電気通信役務以外の電気通信役務および、電気通信以外の事業に関連する費用については、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しております。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する費用については、電気通信事業会計規則第15条に基づく別表第一に掲げる基準を原則として、適切な配賦基準によりそれぞれの事業に配賦しております。
- (3) 携帯電話、PHS、データ伝送役務、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する費用については、電気通信事業会計規則第15条に基づく別表第二様式16に従い、それぞれの種類の役務に配賦し整理しております。

営業収益及び営業費用の具体的な配賦基準及び配賦手順については、配賦整理書「3 営業費用の役務別配賦基準」及び「4 営業費用の役務別配賦手順」に記載しております。

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した「配賦整理書」を作成しています。

(2) 入手方法

下記の公開ホームページより入手できます。

<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/public/accounting/>

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第23条の9の2第4項）で規定し、告示（事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件（平成14年2月7日総務省告示第72号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号の交換設備（ルータにあたっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 2 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 事業法施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

役務の種類

第二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・PHS（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・移動電気通信役務以外の電気通信役務

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、固定資産額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

5 その他

当社は、第二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・その他の移動体通信（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）